

令和6年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年4月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和6年4月10日(水) 午後3時39分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理(農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 定井 正雄(会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正(会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	武田 治紀
海野 宏道	石尾 弘	澁江 隆司	竹内 功次	赤木 謙介
長代 悦和	大月 泉	黒瀬 昭夫	杉岡 賢二	劔持 孝明
高谷 幹晴	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 柚木 悟 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

6番委員 7番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第18号 農用地利用集積計画について

議案第19号 総社市農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第12号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、そして農地利用最適化推進委員が17名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第１５号 農地法第３条の規定による農地等の許可申請について】

（農地担当） それでは、議案第１５号、農地法第３条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

（主任） **【議案第１５号 農地法第３条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号１１２番】

（農地担当） それでは１１２番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

（８番委員） この案件ですが、受人が以前からこの農地で桃を作っており、この度、所有権を移転するという事です。受人は、家族で桃農家として経営しており、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

（農地担当） この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

（委員） なし。

（農地担当） それでは採決いたします。１１２番を許可することにご異議ありませんか。

（委員） 異議なし。

（農地担当） 異議なしと認め、１１２番は許可されました。

【受付番号１１３番、５条１４５番】

（農地担当） 続きまして１１３番、窪木の件につきまして、５条の１４５番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。まず、現地調査の報告をお願いします。

（６番委員） 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

（農地担当） それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

（１３番委員） １１３番の案件ですが、家を建てた残りの農地を畑として利用するという案件です。農業は初めてですが、奥さんの両親が農業をされており、手伝ってもらおうという事です。今後は、ミニトラを購入して、野菜を作っていくそうです。地元としては問題ないと思います。１４５番の件については、永野委員からお願いします。

（農地担当） それでは、永野委員お願いします。

（永野委員） この申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出につ

いては、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、113番、5条145番は許可されました。なお、このように農地付き空き家の案件が増えてきておりますので、地元委員さん、気にかけていただければと思います。

【受付番号114番】

(農地担当) 続きまして114番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、受人は以前から利用権を設定しておりこの農地を耕作しておりました。場所は受人の自宅のすぐ南にあり、農機具も所有しており、地元としては問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。114番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、114番は許可されました。

【受付番号115番】

(農地担当) 続きまして115番、下原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) この農地ですが、渡人が高齢となり管理できなくなったという事で、受人にお願いするという案件です。受人は、市外の方ですが、もともと下原に住んでいた方です。毎日、ブドウ栽培のため下原に来て耕作をしております。詳細は、澁江委員からお願いします。

(農地担当) それでは、澁江委員、お願いします。

(澁江委員) 受人と渡人は親戚関係です。受人は、ブドウを3反、水稻を3反、桃を8畝作付けされ

ております。下原の実家を作業小屋にしてそこを拠点に農作業を熱心に行っております。今回、水田を取得ということですが、機械作業は、お願いをして、それ以外の農作業について管理していくそうです。この農地の隣に受人が所有する農地があり、農地集積化にもつながっているという事で、地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。115番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、115番は許可されました。

【受付番号116番、5条146番】

(農地担当) 続きまして116番、総社の件につきまして、5条の146番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。まず、現地調査の報告をお願いします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、5条の転用の残地部分を3条で取得するという案件です。詳しくは茅原委員から説明をお願いします。

(茅原委員) この案件ですが、この申請地のすぐ北側に渡人の奥さんの実家があります。その実家に住んでいるのが、受人です。受人は、農業経験がありませんが、昔から野菜作りをしたいという事で、まずは弟である渡人から農機具を借りて耕作をしていくということです。自宅のすぐ前の農地ですし、地元としては問題ないと思います。5条の案件ですが、3条の受人の息子さんが家を建てるということです。用水、排水、土砂流出等、周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、116番、5条の146番は許可されました。

【受付番号 1 1 7 番】

(農地担当) 続きまして 1 1 7 番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8 番委員) この案件ですが、渡人と受人の関係は兄弟です。この農地は、受人の弟が以前から野菜を作付けしており、この度の申請となりました。家のすぐ前の農地ですし、農業に力を入れていらっしゃる方ですので、地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1 1 7 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1 1 7 番は許可されました。

【受付番号 1 1 9 番】

(農地担当) 続きまして 1 1 9 番、延原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4 番委員) この案件ですが、受人の家のすぐそばにある農地で、地元としては問題ないと思いますが、詳細については黒瀬委員からお願いします。

(農地担当) 黒瀬委員、お願いします。

(黒瀬委員) この案件ですが、渡人が高齢で体調不良ということで、耕作が出来なくなり、受人に相談したところ引き受けてくれたという案件です。受人は、農業をしっかりとされている方ですので、地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1 1 9 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1 1 9 番は許可されました。

【受付番号 1 2 0 番】

(農地担当) 続きまして 1 2 0 番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1 4 番委員) この案件ですが、渡人の息子さんが農業をされていたが、亡くなられたことにより農業が出来なくなったことから、今まで草刈りをお願いしていた受人に、農地をお願いします

るという案件です。今現在、柿が植えられています、今後は隣にブドウや野菜を作付けしていくそうです。きれいに農地を管理されているので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。

(長代委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。１２０番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、１２０番は許可されました。

【受付番号１２１番】

(農地担当) 続きまして１２１番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(６番委員) この案件ですが、渡人がこの農地で、半年ほど受人に営農指導をしていましたが、この度、栽培の目途がついたことから、所有権を移転するという案件です。トマトを中心に出荷野菜を作付けする予定です。受人は市外ですが、小売業との兼業で市内にある倉庫を週４日行き来しており、その時に営農をするそうです。軽トラや耕運機を所有しており、野菜の栽培用の水は、井戸を掘って準備をしております。地元としては問題ないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。１２１番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、１２１番は許可されました。

【受付番号１２２番】

(農地担当) 続きまして１２２番、上原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(７番委員) この案件ですが、以前から貸し借りをしておりましたが、地主がもう農地を手放したいということで、耕作者と受人が知り合いで、この度、受人が引き受けるという話が出来て今回の申請となりました。受人は、かなりの耕作をされている方で、地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) 澁江委員，補足はありますでしょうか。
(澁江委員) 補足はありません。よろしくお願いします。
(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。１２２番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め，１２２番は許可されました。

【受付番号１２４番，５条１６１番】

(農地担当) 続きまして１２４番，山田の件につきまして，５条の１６１番と関連がありますので，一括審議とさせていただきます。まず，現地調査の報告をお願いいたします。
(６番委員) 周辺の状況ですが，東が宅地，西が道路，南が宅地，北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
(農地担当) それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。
(１５番委員) この案件ですが，受入は市外に住んでいましたが，空き家を購入して，それに隣接する農地も購入するという案件です。この農地は，すぐ野菜が植えられる状態です。受入は，ミニトラと軽トラを所有しており，果樹や野菜を作っていく予定です。５条の案件ですが，是正案件です。以前から物置と進入路を設置しておりました。この度，空き家を購入しても駐車場と進入路がないため，そこを駐車場と進入路として使うという事で，申請をしたという事です。土砂流出等，周辺農地に影響はありませんので，地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
(農地担当) 赤木委員，補足はありますでしょうか。
(赤木委員) 補足はありません。よろしくお願いします。
(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。
(主任) この案件については，始末書が提出されております。農地区分ですが，おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第１種農地ですが，例外許可規定として既存の施設拡張ということで適用しています。
(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
(１２番委員) この方，耕作面積がゼロですが，農機具は持たれているのですか。
(主任) 今は，耕作面積がゼロということですが，現在，ミニトラや軽トラを持たれております。
(１２番委員) 分かりました。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、124番、5条161番は許可されました。

【受付番号125番、160番】

(農地担当) 続きまして125番、総社の件につきまして、5条の160番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。まずは、現地調査の報告をお願いいたします。地元委員の説明をいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、市街地と大きい農地のあるエリアの境目にある農地です。詳しくは最相委員からお願いします。

(最相委員) この案件ですが、3条については受人が、もともと借りていた農地です。その一部について、5条案件である住宅を建てるということです。この農地は、もともと受人が畑として作付けしていたので、地元としては問題ないと思います。5条の案件については、用水、排水、土砂流出等、周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、125番、5条160番は許可されました。

【受付番号123番】

(農地担当) 続きまして123番、種井の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、受人は渡人の会社で働いておりました。この農地は、その会社が解除条件付きで借りていて、受人も管理をしておりました。現在、受人は会社を退職されて、今後、受人が個人で引き継ぎ、耕作をしていくという案件です。地元としては、山際にあ

って所々に木が生えている農地なので歓迎しております。よろしくご審議ください。

(農地担当) 黒瀬委員，補足はありますでしょうか。

(黒瀬委員) 地元としては，問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) 農地が放棄地であり，耕作面積は，ゼロということですが，大丈夫ですか。

(4番委員) トラクターや管理機等の農機具は所有されており，耕作するのには不自由なく問題ないと思います。

(12番委員) 市外の方ですね。通って耕作をされるのですか。

(4番委員) 申請地の近くに小屋を所有しており，そこに機械を置いたり，作業小屋として使用するそうです。

(12番委員) 分かりました。

(14番委員) この農地ですが，所々に木が生えている農地ということでしたが，整地するのに重機などを入れて改善していくのですか。

(4番委員) 重機を入れるほどではなく，草刈り機で処理できる程度です。

(14番委員) 分かりました。

(農地担当) 他にありますか

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。123番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，123番は許可されました。

【受付番号118番】

(農地担当) 続きまして118番，秦の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが，受人は渡人の孫になり，同居しています。10年間の使用貸借という事で，まずは農業と一緒にやって，ゆくゆくは後継者になってもらいたいという願いがあるそうです。今は，受人の母親と渡人がブドウを作付けされております。ブドウ組合にも所属している方でもあり，地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。118番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，118番は許可されました。

【議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第 16 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号 32 番】

(農地担当) それでは、32 番、楨谷の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(6 番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が宅地、北が畑です。転用した場合の周辺農
地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10 番委員) この案件ですが、現在、山地にある墓地がイノシシの被害により崩れかかっており管理
が大変だということで、自己所有の畑に降ろすということです。地元としては、周辺営農
に支障はないものと思われしますので、ご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地と
いうことで、第 2 種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。32 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、32 番は許可されました。

【議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

なお、157 番については、取下げとなっております。

【受付番号 147 番】

- (農地担当) それでは、147番、北溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が祠、南が田、北が水路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) この案件ですが、周りは宅地化されたエリアです。詳細は、永野委員からお願いします。
- (農地担当) それでは永野委員、お願いします。
- (永野委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われまゝす。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。147番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、147番は許可されました。

【受付番号148番】

- (農地担当) 続きまして148番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (5番委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われまゝす。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。１４８番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、１４８番は許可されました。

【受付番号１４９番】

- (農地担当) それでは１４９番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (６番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (２番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に枥を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第１種、第２種、第３種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第２種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。１４９番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、１４９番は許可されました。

【受付番号１５０番】

- (農地担当) 続きまして１５０番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (６番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (３番委員) この申請地ですが、新興住宅地が広がっている端のエリアです。詳しくは最相委員から説明をお願いします。
- (最相委員) この案件ですが、区画割されたところの最後の１区画になります。用水、排水、土砂流

出等，周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

（農地担当） それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任） 農地区分ですが，市街地化区域に近接し，市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね 10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第2種農地と判断しています。

（農地担当） この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（大月委員） この宅地は，どこから進入するようになるのですか

（3番委員） この申請地の南側に細長い宅地があり現状は通路となっています。そこが道路から宅地への進入路となります。

（農地担当） 他に何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員） なし。

（農地担当） それでは採決いたします。150番を許可することにご異議ありませんか。

（委員） 異議なし。

（農地担当） 異議なしと認め，150番は許可されました。

【受付番号151番】

（農地担当） 続きまして151番，真壁の件につきまして，現地調査の報告をお願いいたします。

（6番委員） 周辺の状況ですが，東が道路，西が宅地，南が宅地，北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

（農地担当） それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

（5番委員） 申請地ですが，用水は問題ありません。排水は，宅地内に枡を設置し，既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風，土砂流出については，問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

（農地担当） それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任） 農地区分ですが，おおむね500メートル以内に2以上の医療施設，公共施設があり，かつ上下水道管が埋設され，要件を満たしている道路の沿道の区域にある農地ということで，第3種農地と判断しています。

（農地担当） この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員） なし。

（農地担当） それでは採決いたします。151番を許可することにご異議ありませんか。

（委員） 異議なし。

（農地担当） 異議なしと認め，151番は許可されました。

【受付番号 1 5 2 番】

- (農地担当) それでは 1 5 2 番、富原の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6 番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (7 番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞ審議ください。
- (農地担当) 澁江委員、何か補足はありますか。
- (澁江委員) 補足はありません。よろしくご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。1 5 2 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、1 5 2 番は許可されました。

【受付番号 1 5 3 番】

- (農地担当) 続きまして 1 5 3 番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6 番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (5 番委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。153番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、153番は許可されました。

【受付番号154番】

- (農地担当) 続きまして154番、金井戸の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が宅地、北が雑種地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に樹を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われれます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。154番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、154番は許可されました。

【受付番号155番】

- (農地担当) 続きまして155番、総社の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この申請地ですが、近年宅地化が進んでいるエリアです。詳しくは最相委員から説明をお願いします。

(最相委員) この案件ですが、周りがすべて宅地となっております。用水、排水、土砂流出等、周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。155番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、155番は許可されました。

【受付番号156番】

(農地担当) 続きまして156番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、だんだん宅地化されているエリアです。用水、排水、土砂流出等、周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 補足はありません。よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。156番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、156番は許可されました。

【受付番号158番】

- (農地担当) 続きまして158番、窪木の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳細については永野委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、永野委員お願いします。
- (永野委員) この申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に枡を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われれます。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。158番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、158番は許可されました。

【受付番号159番】

- (農地担当) それでは159番、地頭片山の件について、現地調査の報告と地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が田、南が田、北が水路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。続いて、この案件ですが、使用貸借で実家の近くに農家住宅を建築するための申請になります。用水、排水に支障はなく、また被害防除計画、土地利用計画図を確認しましたが、周辺営農に支障はないものと思われれます。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地ですが、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。１５９番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、１５９番は許可されました。

【議案第１８号 農用地利用集積計画について】

- (農地担当) 続まして議案の修正がございます。議案第１７号、農用地利用集積計画について、とありますが、議案第１８号の間違いです。また、一覧表にあります氏名に一部文字化けしている箇所がありますので、差し替えをお願いします。それでは、議案第１８号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第１８号 農用地利用集積計画について朗読】**

- (農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。私も関係者で退出しますので、会長代理、議事の進行をお願いします。

**【１番委員，３番委員，９番委員，１０番委員，１３番委員，１４番委員
海野委員，茅原委員，最相委員，武田委員，竹内委員 退席】 午後２時４８分**

(主査) **【議案第１８号 農用地利用集積計画について説明】**

- (会長代理) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(会長代理) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長代理) それでは、原案のとおり承認といたします。

**【１番委員，３番委員，９番委員，１０番委員，１３番委員，１４番委員
海野委員，茅原委員，最相委員，武田委員，竹内委員 入室】 午後２時５２分**

【議案第１９号 総社市農地利利用最適化推進委員の辞任について】

(農地担当) 続きまして議案第 19 号、総社市農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長) 議案第 19 号総社市農地利用最適化推進委員の辞任についてご説明いたします。先日、池上次男委員から総社市農業委員会会長に対し、辞任届が提出されました。辞任の理由としては、一身上の都合により、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせなくなるとの思いから願い出られたものでございます。委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第 23 条において、推進委員は正当な理由がある時は、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。と規定されていることから、今回の議案として上程させていただいたものです。なお、池上氏の辞任についてご同意いただいた場合、辞任日は令和 6 年 4 月 30 日付けとなることを申し添えます。また、ご同意いただいた場合、推進委員が 1 名欠員することになります。欠員が生じた場合の対応ですが、総社市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第 10 条において、欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きにより、速やかに推進委員の補充に努めるようにと努力規定が定められております。新任者は前任者の残任期間である 2 年あまりとなりますが、委員の補充の取扱いについては、総会終了後、運営委員会で協議させていただきたいと思います。

(農地担当) 事務局から説明のありました池上氏の辞任の件ですが、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 特にごございませんでしたら、このことについて同意してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、同意することに決定いたしました。

【報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第 10 号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第 10 号 報告書について朗読】

【報告第 11 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第 11 号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第 11 号 報告書について朗読】

【報告第 12 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第12号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第12号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 27ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が14件、4条関係が1件、5条関係が16件でございました。農用地利用集積計画につきましては、原案どおり承認しました。また、総社市農地利用最適化推進委員の辞任について同意いたしました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。最初に、遊休農地対策特別委員会の委員長から、報告を求められていますのでお願いいたします。

(委員長) 令和5年度の農地パトロールの結果について、報告をいたします。結果については、委員の皆様方のお手元に配布いたしております。詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

(主任) 【農地パトロールの結果について説明】

(会長) 続いて、私から報告があります。先月の総会でもお話ししましたが、令和6年度の最適化活動の目標について運営委員会で作成をしましたので、皆様に報告させていただきます。それでは、事務局から概要説明をお願いします。

(次長) 【令和6年度の最適化活動の目標について説明】

(会長) ありがとうございました。それでは、先ほど事務局から説明があったとおり、令和6年度の最適化目標については、4月末までに県に報告をしてホームページで公表をすることとなります。なお、令和5年度の最適化目標の評価については、5月中に運営委員会で作成しますが、現在、皆さんの活動記録簿を事務局が集計をしています。3月までの活動記録簿をまだ、提出されていない方は、事務局に提出ください。よろしくお願いします。

(会長) それでは次に、営農型太陽光発電に係る農地転用許可基準について事務局から説明をお願いいたします。

(次長) 令和6年4月1日に農地法施行規則の改正がありました。内容は、営農型太陽光発電の一時転用に関するものです。今までは、農水省の局長通知において行政上の取扱いとして審査を実施しておりましたが、今回の改正により、農地法施行規則上の制度として法令上の根拠を明確化するとともに、許可申請の具体的な取り扱いや基準の詳細につい

て、国がガイドラインを制定しました。それに伴い、国の定めたガイドラインに沿って、現在あります営農型太陽光の転用許可基準をこの度、改めました。それでは、現行の基準から変更になった点を説明します。

【営農型太陽光発電に係る農地転用許可基準について説明】

(会長) ただ今の説明について質問等ありませんか。

(1 番委員) これは、規則に定められたという事ですが、違反した場合はどのような取り扱いになるのですか。

(次長) 通常の違反転用と同様に扱います。法令に定められているように是正勧告、最終的には原状回復命令となります。

(会長) 他にありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、この基準に沿って運用することといたします。以上、私からの報告とさせていただきます。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) **【閉会挨拶】** 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後 3 時 3 9 分